

国立大学法人愛知教育大学職員の育児・介護休業等に関する規程

〔 2004年 4月 1日 〕
規 程 第 11 号

第1章 目的

（目的）

- 第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学就業規則（2004年規程第2号。以下「就業規則」という。）第36条及び国立大学法人愛知教育大学非常勤職員就業規則第9条の規定に基づき、職員の育児・介護休業等に関し必要な事項を定める。
- 2 この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）及びその他の法令に定めるところによる。

第2章 育児休業制度

（育児休業の対象者）

- 第2条 育児のために休業を希望する職員であって、3歳に満たない子と同居し養育する職員並びに1歳6か月に満たない子と同居し養育する準職員、パートタイム職員及び期間を定めて雇用される職員（以下「準職員等」という。）は、この規程の定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、準職員等にあつては、申出時点において、次のいずれにも該当する者とする。
- 一 本学に1年以上勤務していること。
 - 二 育児休業終了後引き続き3か月以上雇用されることが見込まれること。

（育児休業の申出）

- 第3条 育児休業の取得を希望する職員（準職員等を含む。以下同じ。）は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1か月前までに育児休業申出書（様式1）に証明書類を添付して、学長に申し出るものとする。
- 2 申出は、一子（双子以上の場合も一子とみなす。）につき3回までとする。
 - 3 学長は、第1項の申出があつた場合は、育児休業開始予定日の2週間前までに、育児休業取扱通知書（様式3）を職員に交付するものとする。
 - 4 職員は、申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生後2週間以内に育児休業対象児出生届（様式4）を学長に提出するものとする。

（育児休業の申出の撤回等）

- 第4条 職員は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業撤回届（様式5）を学長に提出することにより育児休業の申出を撤回することができる。
- 2 育児休業の申出を撤回した職員は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。

3 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により職員が休業の申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はなかったものとみなす。この場合において職員は、原則として当該事由が発生した日にその旨を学長に通知しなければならない。

(育児休業の期間等)

- 第5条 育児休業の期間は、原則として子が3歳に達する日までを限度とする。ただし、準職員等にあつては、子が1歳6か月に達する日までとする。
- 2 学長は、育児休業開始予定日の1か月前までに申出がなされなかった場合には、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 職員は、育児休業開始予定日の2週間前までに育児休業期間変更申出書(様式6)を学長に提出することにより、育児休業開始予定日の繰上げ変更を行うことができる。また、育児休業終了予定日の1か月前までに育児休業期間変更申出書(様式6)を学長に提出することにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。
- 4 学長は、前項の申出があつた場合は、育児休業期間変更通知書(様式7)を職員に交付するものとする。
- 5 職員が、以下の各号の一に該当する事由が生じた場合には、育児休業はその事由が生じた日(第3号及び第4号に掲げる事由の場合はその前日)をもって終了する。
- 一 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなったとき。
 - 二 育児休業に係る子が3歳に達したとき。(準職員等にあつては、子が1歳6か月に達したとき)
 - 三 職員が産前産後休暇を取得したとき。
 - 四 職員が介護休業又は新たな育児休業を取得したとき。
- 6 育児休業期間が終了した(前項第2号の事由を除く。)職員は、遅滞なく養育状況変更届(様式8)を学長に提出するものとする。
- 7 学長は、前項の変更届が提出された場合は、職員に育児休業終了確認通知書(様式9)を交付するものとする。

第3章 介護休業制度

(介護休業の対象者)

- 第6条 要介護状態にある家族を介護する職員(準職員等を含む。以下同じ。)は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、準職員等にあつては、申出時点において、次のいずれにも該当する者とする。
- 一 本学に1年以上勤務していること。
 - 二 介護休業を開始しようとする日(以下「介護休業開始予定日」という。)から起算して93日を経過する日(以下「93日経過日」という。)を超えて引き続き雇用されることが見込まれること。
 - 三 93日経過日から1年を経過する日までに雇用期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。

2 要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

一 配偶者

二 父母

三 子

四 配偶者の父母

五 当該職員と同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹又は孫

六 上記以外の家族で学長が認めた者

(介護休業の申出)

第7条 介護休業の取得を希望する職員は、介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書(様式1)を学長に提出するものとする。

2 申出は、介護を必要とする者1人につき、必要に応じ申し出できるものとする。

3 学長は、介護休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

4 学長は、第1項の申出があった場合は、速やかに介護休業取扱通知書(様式3)を職員に交付するものとする。

(介護休業の申出の撤回等)

第8条 職員は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業撤回届(様式5)を学長に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

2 介護休業の申出を撤回した職員は、再度の申出は原則として1回とし、特段の事情がある場合について学長がこれを適当と認めた場合には、1回を超えて申し出ることができるものとする。

3 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により職員が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はなかったものとみなす。この場合において職員は、原則として当該事由が発生した日にその旨を学長に通知しなければならない。

(介護休業の期間等)

第9条 介護休業の期間は、介護を必要とする者1人につき、通算6か月の範囲内とする。ただし、準職員等にあつては、通算93日間とする。

2 同一家族について、異なる要介護状態について介護休業をした場合又は第11条の3に規定する介護短時間勤務若しくは第13条に規定する介護時間の適用を受けた場合は、その日数も前項の通算日数に含めるものとする。

3 介護休業開始予定日の1週間前までに申出がなされなかった場合には、学長は育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。

4 職員は、介護休業を終了しようとする日(以下「介護休業終了予定日」という。)の2週間前までに介護休業期間変更申出書(様式6)を学長に提出することにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予

定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算 6 か月の範囲（準職員等にあつては 93 日）を超えないことを原則とする。

- 5 学長は、前項の申出があつた場合は、介護休業期間変更通知書（様式 7）を職員に交付するものとする。
- 6 職員が、以下の各号の一に該当する事由が生じた場合には、介護休業はその事由が生じた日（第 2 号及び第 3 号に掲げる事由の場合はその前日）をもって終了する。
 - 一 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなつたとき。
 - 二 職員が産前産後休暇となつたとき。
 - 三 職員が育児休業又は新たな介護休業を取得したとき。
- 7 介護休業期間が終了した職員は、遅滞なく介護状況変更届（様式 8）を学長に提出するものとする。
- 8 学長は、前項の変更届が提出された場合は、職員に介護休業終了確認通知書（様式 9）を交付するものとする。

第 4 章 時間外労働の制限，所定外労働の免除

（育児・介護のための時間外労働の制限）

- 第 10 条 学長は、中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、または要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第 26 条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、1 か月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて時間外労働をさせることはできない。
- 2 時間外労働の制限を請求しようとする職員は、1 回につき、1 か月以上 1 年以内の期間（以下「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として制限開始予定日の 1 か月前までに、育児又は介護のための時間外労働制限請求書（様式 10）を学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、前項の請求書を受け取るにあたり、必要最少限度の各種証明書の提出を求められることがある。
- 4 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、職員は、出生後 2 週間以内に育児のための時間外労働制限対象児出生届（様式 4）を学長に提出しなければならない。
- 5 制限開始予定日の前日までに、請求に係る家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなつた場合には、請求はなされなかつたものとみなす。この場合において、職員は、原則として当該事由が発生した日に、その旨を学長に通知しなければならない。
- 6 職員が、以下の各号の一に該当する事由が生じた場合には、制限期間はその事由が生じた日（第 3 号及び第 4 号に掲げる事由の場合はその前日）をもって終了する。
 - 一 家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなつたとき。
 - 二 制限に係る子が中学校就学の始期に達したとき。
 - 三 職員が産前産後休暇を取得したとき。

四 職員が育児休業又は介護休業を取得したとき。

7 職員は、前項第1号の事由が生じた場合には、遅滞なく養育又は介護状況変更届（様式8）を学長に提出しなければならない。

（育児のための所定外労働の免除）

第10条の2 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはできない。

2 所定外労働の免除を請求しようとする職員は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下「免除期間」という。）について、免除を開始しようとする日（以下「免除開始予定日」という。）及び免除を終了しようとする日を明らかにして、原則として免除開始予定日の1か月前までに、育児のための所定外労働免除請求書（様式12）を学長に提出しなければならない。

3 学長は、前項の請求書を受け取るにあたり、必要最少限度の各種証明書の提出を求められることがある。

4 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、職員は、出生後2週間以内に育児のための所定外労働免除対象児出生届（様式4）を学長に提出しなければならない。

5 免除開始予定日の前日までに、請求に係る子の死亡等により請求者が子を養育しないこととなった場合には、請求はなされなかったものとみなす。この場合において、職員は、原則として当該事由が発生した日に、その旨を学長に通知しなければならない。

6 職員が、以下の各号の一に該当する事由が生じた場合には、免除期間はその事由が生じた日（第3号及び第4号に掲げる事由の場合はその前日）をもって終了する。

一 子の死亡等免除に係る子を養育しないこととなったとき。

二 免除に係る子が小学校就学の始期に達したとき。

三 職員が産前産後休暇を取得したとき。

四 職員が育児休業又は介護休業を取得したとき。

7 職員は、前項第1号の事由が生じた場合には、遅滞なく養育又は介護状況変更届（様式8）を学長に提出しなければならない。

第5章 深夜業の制限

（育児・介護のための深夜業の制限）

第11条 学長は、中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、または要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第26条の規定にかかわらず、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という）に労働させることはできない。

第6章 勤務時間の短縮等の措置

(育児短時間勤務)

第 1 1 条の 2 小学校就学の始期に達するまでの子と同居し養育する職員は、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態により当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる。

一 就業規則第 3 0 条に定める休日（他の曜日が休日になっている場合は当該日。以下この項において「休日」という。）とし、休日以外の日において 1 日 3 時間 5 5 分勤務すること。

二 休日以外の日において 1 日 4 時間 5 5 分勤務すること。

三 休日及び月曜日から金曜日の 5 日間のうち 2 日を休日とし、休日以外の日において 1 日 7 時間 4 5 分勤務すること。

四 休日及び月曜日から金曜日の 5 日間のうち 2 日を休日とし、休日以外の日のうち、2 日については 1 日 7 時間 4 5 分勤務、1 日については 1 日 3 時間 5 5 分勤務すること。

2 職員は、1 回につき 1 か月以上 1 年以内の期間について、請求期間を明らかにして、原則として育児短時間勤務を開始しようとする日の 1 か月前までに育児短時間勤務申出書（様式 1 1）により学長に申し出なければならない。その他適用のための手続きについては、第 3 条から第 5 条までの規定を準用する。

(介護短時間勤務)

第 1 1 条の 3 要介護状態にある家族を介護する職員は、6 か月の範囲内（準職員等にあつては 9 3 日）を原則として、次に掲げるいずれかの勤務の形態により当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる。

一 就業規則第 3 0 条に定める休日（他の曜日が休日になっている場合は当該日。以下この項において「休日」という。）とし、休日以外の日において 1 日 3 時間 5 5 分勤務すること。

二 休日以外の日において 1 日 4 時間 5 5 分勤務すること。

三 休日及び月曜日から金曜日の 5 日間のうち 2 日を休日とし、休日以外の日において 1 日 7 時間 4 5 分勤務すること。

四 休日及び月曜日から金曜日の 5 日間のうち 2 日を休日とし、休日以外の日のうち、2 日については 1 日 7 時間 4 5 分、1 日については 1 日 3 時間 5 5 分勤務すること。

2 同一家族について第 9 条に規定する介護休業又は第 1 3 条に規定する介護時間の適用を受けた場合は、その期間も前項の通算日数に含めるものとする。

3 職員は、請求期間を明らかにして、介護短時間勤務を開始しようとする日の 2 週間前までに介護短時間勤務申出書（様式 1 1）により学長に申し出なければならない。その他適用のための手続きについては、第 7 条から第 9 条までの規定を準用する。

(育児時間)

第 1 2 条 小学校就学の始期に達するまでの子と同居し養育する職員は、就業規則第 2 6 条に定める 1 日の所定労働時間において、2 時間を超えない範囲内で、3 0 分単位で労働時間を短縮することができる。ただし、国立大学法人愛知教育大学職員の労働時間、

休日，休暇等に関する細則第9条第1項第8号に規定する保育のための特別休暇を取得する場合には，当該職員又は当該職員以外の親が取得する時間を差し引いた時間とする。

- 2 職員は，1回につき1か月以上1年以内の期間について，請求期間を明らかにして，原則として育児時間を開始しようとする日の1か月前までに育児時間申出書（様式2）により学長に申し出なければならない。その他適用のための手続きについては，第3条から第5条までの規定を準用する。

（介護時間）

- 第13条 要介護状態にある家族を介護する職員は，6か月の範囲内（準職員等にあっては93日）を原則として，就業規則第26条及び国立大学法人愛知教育大学非常勤職員の労働時間，休日，休暇等に関する規程第4条に定める1日の所定労働時間において，2時間を超えない範囲内で，30分単位で労働時間を短縮することができる。
- 2 同一家族について第9条に規定する介護休業又は第11条の3に規定する介護短時間勤務の適用を受けた場合は，その期間も前項の通算日数に含めるものとする。
- 3 職員は，請求期間を明らかにして，介護時間を開始しようとする日の2週間前までに介護時間申出書（様式2）により学長に申し出なければならない。その他適用のための手続きについては，第7条から第9条までの規定を準用する。

第7章 その他の事項

（給与等の取扱い）

- 第14条 育児休業又は介護休業をしている期間については，給与を支給しない。
- 2 育児短時間勤務又は介護短時間勤務をしている職員の給与は，適用を受けている勤務時間に応じて支給する。
- 3 育児時間又は介護時間している時間については，その勤務しない1時間について，職員給与規程に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 4 育児時間又は介護時間の適用を受けている職員の昇給及び退職手当の算定にあたっては，適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。
- 5 前各号に規定するほか，育児・介護休業又は育児・介護短時間勤務若しくは育児・介護時間の適用を受けている職員の給与の取扱いについては，別に定める国立大学法人愛知教育大学職員給与規程による。

（育児・介護休業期間中の共済組合保険料等の取扱い）

- 第15条 職員は，育児休業又は介護休業により給与が支払われない月における共済組合保険料等の被保険者負担分は，本学が指定する日までに支払うものとする。

（復職後の勤務）

- 第16条 育児休業又は介護休業後の勤務は，原則として，休職直前の部署及び職務とする。

(他の休暇との関係)

第17条 育児時間又は介護時間の前後において、職員が年次休暇、病気休暇及び特別休暇の取得を請求する場合には、育児時間取扱通知書又は介護時間取扱通知書により育児時間又は介護時間の取り消しをしなければならない。

(育児休業に伴う代替要員)

第18条 学長は、育児休業をする職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、任期付職員を採用することができる。

2 前項の採用手続きについては、国立大学法人愛知教育大学職員採用等に関する規程による。

(細則)

第19条 その他育児・介護休業等の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規程は、2004年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に、育児・介護休業、育児・介護のための時間外労働の制限、育児短時間勤務または介護短時間勤務の適用を受けている職員は、この規程による承認があったものとみなす。

附 則(2005年規程第9号)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則(2006年規程第14号)

1 この規程は、2006年4月1日から施行する。

2 国立大学法人愛知教育大学職員の育児・介護休業等に関する細則(2004年4月1日制定)は廃止する。

附 則(2008年規程第33号)

1 この規程は、2008年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、改正前の規程第12条又は第13条に規定する育児短時間勤務又は介護短時間勤務を適用されている職員は、施行日においてこの規程による育児時間又は介護時間を適用されたものとみなす。

附 則(2009年規程第16号)

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2010年規程第60号)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2010年規程第83号)

この規程は、2010年6月30日から施行する。